

広報かるまい お知らせ版 388号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

新型コロナウイルスワクチン接種について

町では、ワクチン接種を希望する町民の皆様が速やかに接種を受けられるよう、準備を進めています。少しお待ちいただく可能性はありますが、接種を希望するすべての方が受けられるよう、ワクチンは順次供給されます。安心してお待ちください。

■接種対象者・接種優先順位

原則、軽米町に住民票がある16歳以上の方が対象となります。

優先順位は、①医療従事者の方など ②令和3年度中に65歳以上に達する方 ③基礎疾患を有する方・高齢者施設等に就労している方・60～64歳の方 ④上記以外の16歳以上の方 となります。

※令和3年度中に65歳以上に達する方については、4月下旬以降に接種券（クーポン券）を順次郵送する予定です（年齢の高い方から順次発送する場合があります）。高齢者以外の対象者には、国からの方針が示され次第、お知らせします。

■接種日時 月曜日～金曜日（祝日、お盆、年末年始を除く） 午後2時～5時（受付：午後1時30分～）

■接種会場 軽米町健康ふれあいセンター（集団接種）

※遠方にお住まいの方で交通手段の確保が難しい高齢者の方は、町が用意する送迎車を無料で利用できます。送迎車の運行予定日時などについては、接種券発送の際に封筒に同封してご案内します。

■接種までの流れ

1. 治療中の病気がある方・接種にあたり健康面に不安がある方は、事前にかかりつけ医に、接種してもよいか確認をする。
2. 町から接種券（クーポン券）、予診票等が届く。
3. 希望する接種の日時を決め、予約する。

<予約方法>

- 専用予約電話（コールセンター）に電話予約（準備中）
- 軽米町ホームページから予約（準備中）

4. ワクチン接種を受ける。

<接種当日の持ち物・服装>

- ①接種券（クーポン券） ②本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- ③予診票 ④お薬手帳（服用している薬がある方）

※マスク着用のうえ、肩（接種部位）を出しやすい服装でお越しください。

5. 接種後、15～30分の経過観察を行い、異常がなければ終了となります。



■接種費用・接種回数

- 全額公費で負担するため、無料で接種できます。
- 今回使用するファイザー社のワクチンは、1回目の接種から20日程度の間隔をおいて2回目の接種を受けることとされています。2回目の接種日は、1回目の接種の際にお知らせします。

※行政機関が、新型コロナウイルスワクチン接種に対して、金銭を要求することはありません。訪問や電話等で金銭を要求された場合は、詐欺ですので、絶対に従わないでください。

■問い合わせ 健康福祉課・健康づくり担当（健康ふれあいセンター内） ☎46-4111

固定資産税に関するお知らせ

固定資産税は、毎年1月1日時点で土地家屋などを所有している人に課税されます。

■課税明細書の内容をご確認ください

課税明細書には、所有する固定資産の所在地、面積、評価額などが記載されています。内容が実態と異なるときや住所などの変更があった場合は、納税通知書と同封しているハガキに内容を記入して税務会計課に提出してください。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます

土地を所有する納税者の方は「土地価格等縦覧帳簿」、家屋を所有する納税者の方は「家屋価格等縦覧帳簿」で価格などを縦覧することができます。

○縦覧期間 4月30日(金)まで (平日8:30～17:00)

○縦覧場所 税務会計課 ※印鑑と納税通知書が必要

■新築住宅に対する特例措置

次の基準に該当する住宅は、新築後3年間は特例が適用され、居住部分の床面積が120㎡までの部分については、税額の2分の1の額が減額されます。

区分	居住部分の割合	該当床面積
専用・貸家住宅	全部	50㎡以上280㎡以下
併用住宅	2分の1以上	居住部分の50㎡以上280㎡以下

■町税の納税通知書が変わりました

新しい納税通知書は東北6県内のゆうちょ銀行、郵便局の窓口でも納付できますのでご利用ください。町税の納付場所は次のとおりです。

- ・新岩手農業協同組合本所、各支所
- ・岩手銀行本店、各支店 ・岩手県信連
- ・東北6県内のゆうちょ銀行、郵便局
- ・役場税務会計課、各出張所

※郵便局のATMでは納付できません。

■問い合わせ 税務会計課・課税担当 ☎46-4737

マイナンバーカードの申請でマイナポイントがもらえます

4月末までにマイナンバーカードを申請するとマイナポイントがもらえます(申請期限が3月末から変更になりました)。

まだ、マイナンバーを持っていない人には、国から交付申請書が郵送されています。交付申請書の右下にあるQRコードをスマートフォンで読み取ることで簡単にオンライン申請できますのでご利用ください。

※マイナポイントの申込支援窓口を設置しています。申込方法が分からない場合は、町民生活課総合担当窓口までお越しください。

■問い合わせ

マイナポイントについて 総務課 ☎46-2111

カードの取得について 町民生活課 ☎46-4735

4月は軽自動車税の納期です

軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在、町に「主たる定置場」がある軽自動車の所有者などに課税されます。納税通知書は4月16日に発送します。

■登録・廃車手続き先

- 軽米町ナンバーのついている車輛(原付・小型特殊自動車)
→町税務会計課
- 岩手ナンバーのついている車輛(軽自動車・二輪の小型自動車)
→軽自動車検査協会など

■軽自動車税の減免

障がい者の方は、軽自動車税が減免になる場合があります。該当すると思われる方は、4月30日(金)までに税務会計課に申請をしてください。

- 申請に必要なもの ①納税通知書
- ②印鑑・マイナンバーカード
- ③障がい者手帳 ④運転免許証

■問い合わせ 税務会計課・課税担当 ☎46-4737

協働参画地域づくり チャレンジ事業を募集します

町では、協働参画による地域づくりを推進していくため、町民が自主的かつ主体的に取り組む事業に対して予算の範囲内で支援金を交付しています。

■対象事業

行政区、町内会、自治会、企業及びNPOなど町内各種地域団体が町内で行う社会性の高い自主的・主体的かつ公益的な事業

■対象経費 事業に要する経費から他の補助金・助成金の財源を除いた額

■交付額

- スタートアップ事業 (事業申請3回目までの事業)
対象経費の3分の2以内 (上限額1事業あたり50万円)
- ステップアップ事業 (事業申請4回以上の事業)
対象経費の2分の1以内 (上限額1事業あたり40万円)

■申込締切 令和3年5月26日(水)

■その他

応募された団体の代表者は後日行われる審議会で事業説明をお願いします。

■申し込み・問い合わせ

総務課・企画担当 ☎46-2111

令和3年度農業安全スローガン

『全集中 ゆとりの呼吸で 安全作業』

4月15日～6月15日まで春の農作業安全月間です。

春の農繁期は農業機械による作業の頻度が高まり、農作業事故が発生しやすい時期です。一人一人が注意を払い、農作業事故を防ぎましょう。

広報かるまい お知らせ版 388号 ②

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

道路維持作業員を募集します

- 募集職種 道路維持業務
- 業務内容 側溝の泥上げ、草刈り、道路の維持補修
- 募集人数 3名
- 応募資格 以下①, ②のいずれかに当てはまる方
 - ①現在失業中（離職理由を問わず）で求職活動をしている方
 - ②雇用期間の終了が見込まれる方
- 雇用期間 令和3年5月1日～令和3年10月31日
- 賃金 月額133,400円～137,300円
(期末手当の支給有)
- 勤務時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- 休日 原則として土・日・祝日
- 加入保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償
- 申込期限 令和3年4月22日(木)
午後4時必着(郵送可)
- 試験日 令和3年4月27日(火)
※詳細は別途連絡します。
- 選考方法 個別面接試験
- 申込方法 履歴書を作成し、写真を貼付のうえ役場担当部署に提出
- 提出先・問い合わせ 地域整備課・環境整備担当 ☎46-4741

放課後子ども教室 安全管理員を募集

- 放課後子ども教室は、平日の放課後、下校時間の早い低学年の子どもたちが安全に過ごす場所を提供する事業です。
- 町は、子どもが好き、折り紙が得意など、活動を見守り、子ども達と一緒に活動していただける方を募集します。
- 時間 平日14:00～16:30
※週1～3日程度
※土日祝日・長期休業中の開催はありません。
 - 会場 町内各小学校
※対応いただいた時間数に応じて、若干の謝礼をお支払いします。
 - 問い合わせ 教育委員会事務局・生涯学習担当 ☎46-4744

町の特産品を活用した 商品開発に補助金

町内の特産品・農林畜産物を活用し、地域産業への貢献が期待される新商品の開発、既存商品の改良、販路開拓などの取り組みに対し補助金を交付します。

■交付対象者

町内に住所、本拠地を有した個人事業者（事業者を志向する個人を含む）、法人、会社、その他町長が認める団体

■交付対象事業

次のいずれかに該当する取り組みであること。

※重複して申請することはできません。

事業名	事業内容	交付額
商品開発	・地域資源を活用した商品開発(必須) ・当該商品の販路開拓に係る取組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
ブラッシュアップ	・既存商品のブラッシュアップ(必須) ・当該商品の販路開拓に係る取組み	20万円以内 (補助率2/3以内)
販路開拓	・上記を伴わない販路開拓に係る取組み(商談会への参加、販促物の作成等)	10万円以内 (補助率2/3以内)

■応募締切 6月30日(水)まで

■提出書類

- ①交付申請書(軽米町商品開発等促進事業補助金交付要綱 様式第1号)
- ②事業計画書・事業費積算書(軽米町商品開発等促進事業補助金交付要綱 様式第2号)
- ③事業に係る見積書

※事業代表者(代理も可)は審査会で事業の説明を行っていただきます。

※様式、要綱、その他ご不明点は、ホームページをご覧ください。

「軽米町役場ホームページ」→「事業者の方へ」→「軽米町商品開発等促進事業補助金について」

■書類の提出先・問い合わせ

〒028-6302 軽米町大字軽米10-85
軽米町役場 産業振興課・商工観光担当
☎46-4746 FAX 46-2335

県立軽米病院小児科 休診のお知らせ

県立軽米病院小児科は都合により、休診となります。
休診期間は今後3か月程度と見込んでいますが、変更の際は随時お知らせします。

■問い合わせ 県立軽米病院 ☎46-2411

おでかけi-サポ 二戸会場

入会に限らず結婚について、本人や両親など誰でも相談できます。相談者同士が顔を合わせることがないよう配慮のため完全予約制です。

会員の皆さんの活動履歴をビッグデータとして活用し、マッチングするお相手をAIが選びます。

■開催日時 4月18日(日)、5月8日(土)、5月16日(日)
6月12日(土)、6月20日(日)

■開設時間 12:00～15:00 ※完全予約制

■会場 二戸広域観光物産センター カシオペアメッセ・
なにゃーと 3階サークルルーム

■登録できる人

県内にお住まいかお勤めの人で、20歳以上の独身の人

■登録料 1万円で2年間有効

※町は入会登録料を1人につき1回補助します。

■問い合わせ

予約電話→いきいき岩手`結婚サポートセンター

☎019-601-9955

登録料の補助→健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736

「男性の料理教室」参加者を募集 ～食べておなかから元気をつくろう～

今回の料理は、春の野菜をおいしく食べる一品です。

■日時 4月26日(月) 午前10時～12時

■場所 健康ふれあいセンター

■持ち物 エプロン、三角巾、マスク着用

■参加定員 10名

■申込期日 4月21日(水)

■申し込み・問い合わせ

健康福祉課・健康づくり担当 ☎46-4111

「いきいき100歳体操」を 体験してみませんか

いきいき100歳体操は、ゆっくりした動きで、足腰の筋力をつけることを目的とした体操です。

お気軽にお立ち寄りください。

■日時 4月20日(火)、23日(金)

午前10時～11時

■場所 健康ふれあいセンター

■持ち物 うちばき、飲み物、マスク着用

■問い合わせ

健康福祉課・健康づくり担当 ☎46-4111

水道事業所からのお知らせ

■水道水の濁水・白濁水について

水道管布設替工事や漏水に伴う断水・修理を行った際には、赤水などの濁水が発生するおそれがあります。水道事業所で洗管作業を行います。水質が安定するまで水を流してからご利用願います。

また、白濁した水は、空気の混入によるものであり水質には問題ありません。しばらく置いていただければ空気は抜けていきますので、ご了承ください。

■水道メーターの交換について

「計量法」により水道メーターの有効期限は8年と定められているため、8年おきに水道事業所が委託した業者が交換を行っています。交換費用に個人負担はありません。

ただし、以下の作業が発生した場合、使用者に費用をご負担いただくことがありますので、日頃からの管理をお願いいたします。

○老朽化した止水栓・水道メーターボックスの交換作業、
材料費

○飼い犬や鉢植え・プランターを移動させる作業

○埋没した水道メーター・止水栓を掘り出す作業

○その他特別な作業や工事が必要とされる場合

また、使用者の都合により水道メーターの交換が出来ずに有効期限が切れた場合、水道の使用を一時的に停止させていただきます。ご了承ください。

■問い合わせ 軽米町水道事業所 ☎46-4742

緑の募金を実施

町では、環境緑化・森林保全のため、緑の募金活動を行い、区長文書を通じて募金の取りまとめを依頼しています。また、小軽米・晴山各出張所、役場産業振興課(県緑化推進委員会軽米支部の事務局)で募金をお預かりしています。

積極的なご協力をお願いいたします。

また、皆さんから寄せられた「緑の募金」を活用し、緑化推進活動を実施する団体の取組みを支援します。

地域での植栽・植林の際には、予算の範囲内で苗木購入費用などの助成を行いますので、ご希望の団体は下記までお問い合わせください。

■活動期間 緑の募金期間 5月31日(月)まで

■募金目標 1世帯当たり 100円

※各行政区の募金額は広報かるまいお知らせ版で公表します。

■問い合わせ 産業振興課・農林振興担当 ☎46-4740

広報かるまい お知らせ版 388号 ③



毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

『ゆったり介護の会』開催について

介護者のつどい「ゆったり介護の会」を下記のとおり開催いたします。どなたでもお気軽にご参加ください♪

■日時 毎月第3木曜日 午後1時30分～午後3時30分

4月15日、5月20日、6月17日、7月15日、
9月16日、10月21日、11月18日、12月16日、
1月20日、2月17日、3月17日

■場所 軽米中央公民館 講座室

■問い合わせ

ゆったり介護の会 ☎46-3650 (代表 竹澤)

健康福祉課福祉担当 ☎46-4736

森林の伐採・開発には 手続きが必要です

森林を伐採、開発する際は、事前に届出や許可申請の各種手続きが必要となります。

各種手続きは下記までお問い合わせください。

■問い合わせ

○保安林以外の森林での立木の伐採

産業振興課・農林振興担当 ☎46-4740

○保安林での立木の伐採や土地の形質の変更

○保安林以外の森林での1haを超える開発行為

県北広域振興局農政部

二戸農林振興センター林務室 ☎26-8023

マリーゴールドの種をお分けします

町では花にあふれるまちを目指し、花いっぱい運動を推進しています。

花いっぱい運動の一環として、行政区や企業、団体限定で花の種をお分けします。 ※数に限りがあります。

希望する場合は、役場町民生活課までお越しください。

■問い合わせ 町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

薪ストーブ等の購入に補助金

2万円以上の薪ストーブ、ペレットストーブ等を購入し設置する際に、予算の範囲内で補助金を交付します。

※ストーブ等を購入する前に申請を行ってください

補助金は、申請書を審査し決定します。

■補助率 費用の2分の1以内（限度額10万円）

■対象期間 令和4年3月31日まで

■問い合わせ 産業振興課・農林振興担当 ☎46-4740

二戸保健所血液検査等の日程

◎エイズ検査等

■検査内容 HIV抗体(エイズ)検査、性器クラミジア検査、梅毒検査、肝炎ウイルス検査

■実施日時 毎月第3水曜日

13:30～14:30 ※4月のみ第4水曜日

※登録にかかる費用は無料。要予約。

◎骨髄ドナー登録

■実施日時 毎月第3水曜日

14:30～15:30 ※4月のみ第4水曜日

※登録にかかる費用は無料。要予約。

■問い合わせ 二戸保健所・保健課 ☎23-9206

個人番号カードの時間外業務日

毎月第4日曜日は、個人番号カードの交付、申請、更新を行います。

あらかじめ、電話等で予約をお願いします。

4月は、25日に行います。

■問い合わせ 町民生活課・総合窓口担当 ☎46-4735